

清武川水系河川整備基本方針

平成 27 年 6 月

宮 崎 県

清武川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	5
2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	6
3) 河川環境の整備と保全に関する事項	6
4) 河川の維持管理に関する事項	7
2. 河川の整備の基本となるべき事項	9
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	9
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	9
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	10
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	10
(参考図) 清武川水系図	11

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

【流域の概要】

清武川は、その源を宮崎県宮崎市の鱈塚山に発し、黒北川、岡川、水無川等の支川を合わせ、宮崎市熊野において日向灘に注ぐ幹川流路延長 28.8km、流域面積 166.4km² の二級河川です。

【人口・産業・土地利用】

清武川の流域内人口は、平成 22 年の統計で約 48,000 人です。流域が属する宮崎市は県都及び南九州の中核都市として個性的で魅力ある都市へと発展させることを旗印に「活力と緑あふれる太陽都市みやざき」の実現に向けた、まちづくりが進められています。清武川の流域は、宮崎市南部の清武、田野地域の中心地を包括し、東九州道・宮崎自動車道の IC や JR 日豊本線・日南線等、交通の要衝として今後の発展が期待される地域です。また、宮崎大学を流域に含み、学園都市や住宅地として発展しています。

【流域の地形・地質】

清武川の上流域は標高 300～1,000m の山地で構成され、中でも標高 1,118m の鱈塚山を抱え多雨の要因ともなっています。清武川は山麓地を経て、中流域は谷間の狭小な平地部を流れ、下流域は左岸側の^{おおよどかわ}大淀川と右岸側の^{かえだかわ}加江田川とともに、広大な沖積平野を形成しています。

地質は、大部分は四万十帯古第三紀の砂岩によって構成されています。下流域は、完新世の礫・砂・シルト・粘土で覆われています。

【流域の気候】

流域の気候は、南海型気候区に属し温暖多雨な気候帯にあります。^{あおしま}青島観測所の観測では、年間平均気温は約 18.0℃、年間降水量は約 3,000mm を記録し、降雨の大部分は台風期及び梅雨期に集中しています。

【自然環境】

清武川の上流から中流部は、河床勾配 1/80～1/250、川幅 50～200m 程度で、標高 1,118m の鱈塚山から山麓地や谷あいの平地部を経て清武町市

街地近郊へと流れています。源流部の溪流や山麓地、谷あい平地部の河川沿いにはイスノキ・ウラジロガシ群落、シイ・カシ萌芽林、スギ・ヒノキ・サワラ植林等が分布し河畔林を形成しています。平地部では水田や住宅地が立地しています。源流部や山麓地の溪流はサクラマス（ヤマメ）（環境省レッドリスト 準絶滅危惧）等魚類の良好な生息場となっています。上流域を含め中流域では、河道の蛇行により砂州が分布しそれに伴う瀬・淵が形成されています。河川内の砂州上にはツルヨシ群落、堤防沿いにはチガヤ・ススキ群落等が分布し、メダケ群落等も見られます。周辺にはカワセミやアオサギ、イカルチドリ等の鳥類が生息しています。水域には、アユやニホンウナギ（環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）、タカハヤ、キンブナ等の魚類やヨシノコカゲロウやオジロサナエ等の昆虫類、イシマキガイやカワニナ等の貝類、ヒラテテナガエビやベンケイガニ（宮崎県レッドリスト 情報不足）等の甲殻類が生息しています。また、特定外来生物のオオクチバスの侵入も確認されています。

下流部は、河床勾配 1/800、川幅 250m 程度で、水田地帯や清武町市街地を流れ日向灘に注いでいます。河川内にはヨシ群落やセイタカヨシ群落、オギ群落等からなる広い湿地が形成され、シオクグ群落やカワヂシャ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧）等の塩沼植物や海岸部付近にはケカモノハシ群落等の砂丘植物群落が生育しています。高水敷や堤防際にはメダケ群落やススキ群落等が分布しています。また、河口部右岸に隣接する北遊水地内にはハマボウ(国立・国定公園指定、宮崎県レッドリスト 準絶滅危惧)、リュウノヒゲモ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧ⅠA類）、ニラバラシ（宮崎県レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）等の植物が生育しています。水域には、スズキやマハゼ、トビハゼ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類）、アカメ（環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県条例指定）等の多くの魚類に加え特定外来生物のカダヤシの侵入も確認されています。また、ヒロクチカノコ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類）やナラビオカミミガイ（環境省レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）等の貝類、ウモレベンケイガニ（宮崎県レッドリスト 絶滅危惧ⅠA類）やハクセンシオマネキ（環境省レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県レッドリスト 準絶滅危惧）等の甲殻類が生息しています。このような多くの動植物が生息・生育する干潟や湿地、浅場等はチュウサギ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧）やコサギ、シロチドリ（環境省レッドリ

スト 絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県レッドリスト 準絶滅危惧)、ミサゴ(環境省及び宮崎県レッドリスト 準絶滅危惧)等が餌場として利用しているほか、トビやヒクイナ(環境省及び宮崎県レッドリスト 準絶滅危惧)等の多様な鳥類相を育んでいます。

清武川は、広大な河川空間の中に海岸砂丘や干潟、湿地、ワンド、砂礫帯、草地等の様々な環境がモザイク状に混在し多様な河川環境を形成しており、これらを生息基盤とする豊かな生物相を育んでいます。

【過去の主要洪水と治水事業】

清武川では、昭和 14 年 10 月の大出水を契機として、昭和 15 年度より災害復旧助成事業として工事に着手し、昭和 25 年度より中小河川改修事業として、河口における計画高水流量を 2,000m³/sec と定め、熊野地先から清武町船引地先間の築堤、掘削等の改修工事に着手し、昭和 34 年度に右岸 4.0km 付近導流堤の廃止等、一部計画を変更し、昭和 53 年度に完了しました。

その後、平成 2 年 9 月洪水により、全壊家屋 19 戸、半壊家屋 2 戸、床上浸水家屋 33 戸もの浸水被害が発生したことから、平成 2 年度から災害復旧助成事業を実施し、平成 4 年度に完了しました。

清武川では、事業完了の平成 5 年度以降、河川からの氾濫による家屋浸水被害は発生していません。

【河川水の利用】

清武川の河川水は、豊富な流量により年間を通して安定した流量を誇っています。この安定した水量と良好な水質を背景に農業用水や発電用水に利用されています。

【水質】

清武川の水質は、清武川上流では、前の下橋、庵屋橋いおやぼしにおいて、BOD75%値は概ね 1.0mg/L 程度以下で推移しています。また、清武川下流では、上使橋じょうし、木花頭首工きばなとうしゅこう、木崎橋きざきばし、清武川河口において、BOD75%値は 1.0mg/L 程度以下と低い水準で推移し、清武川上下流ともに環境基準値(清武川上流：AA 類型、清武川下流：A 類型)を概ね満足しています。

支川の松山川及び岡川の通山橋まつやまがわ、佐代橋とこやまばし、きよばしきよばしにおいては、環境基準の類型指定はありませんが、平成 20 年度の通山橋の値を除くと、BOD75%値は AA

類型（BOD1.0mg/L以下）相当以下であり、良好な水質が確保されています。

【河川の利用】

河川の利用については、清武川の豊かな自然環境を活かして水遊び・釣りをはじめとする各種レクリエーションに利用され、特に夏季には多くの人が訪れます。

上流では、釣りや水遊びなどの利用が盛んです。中流では、^{たの}田野盆地の^{きほらかせん}田園地帯を流下し、釣りや水遊びなどの利用に加え、河川敷の「^{りょくちこうえん}木原河川緑地公園」などでのスポーツ利用があります。河口部は、砂浜と松原の織りなす水辺空間が広がり、海岸ではサーフィンが盛んです。

清武川には、アユ、ウナギ、モクズガニに共同漁業権が設定されています。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

清武川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図ります。また、清武川水系の自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や住民との連携を強化し、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開します。このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山の実施状況、水害の発生状況、河川利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、河口付近の河岸の状況、河畔林の影響、河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢と調和を図りながら、環境基本計画等との整合を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図ります。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう適切に行います。

1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度の向上を図ります。そのため、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、現在の河道の流下能力を維持するために適切に管理し、計画規模の洪水を安全に流下させることを目標とします。

地震・津波対策等を図るため、津波遡上区間における樋門の自動閉鎖化や堤防の嵩上げ、液状化対策などのうち効果の高いものについて実施するとともに、高潮による被害の防除を図るための対策を実施します。

内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施します。

堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検を実施し、河川管理施設及び河道の状態を把握します。維持修繕、機能改善等を計画的に行い、良好な状態を保持するとともに、樋門の自動閉鎖化等、施設管理の高度化、効率化を図ります。

河道内の樹木については、樹木による阻害が洪水位に与える影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るため、計画的な伐開等の適正な管理を実施します。

計画規模を上回る洪水に対しては、被害を極力抑えるため、河川水位・雨量情報の提供、防災訓練の実施等、関係機関や住民と連携して様々な対策を推進します。

また、高潮や今後発生が危惧されている南海トラフを震源とした大規模地震・津波による堤防等河川管理施設の安全性を照査したうえで、必要な対策を実施するとともに、被害を軽減・防止するため、関係機関との連携のもと、ハード・ソフトが一体となった総合的な災害対策に取り組みます。

本川及び支川の整備にあたっては、水系全体の治水安全度のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行います。

2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも、関係機関との連携を進め、水資源の合理的かつ有効な利用の促進に努めるとともに、現在の水量・水質をはじめとする良好な水環境の維持・保全に努めます。さらに、渇水時における関係機関等の調整が速やかに図られるよう、必要な情報の提供に努めます。

3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの地域の人々と清武川との関わりを考慮しつつ、清武川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観の維持・形成を図るとともに、重要種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖できる豊かな自然環境の保全・創出を図り、次世代に引き継ぐように努めます。

河川工事等により、河川環境に影響を与える場合には、代償措置等により、できる限り影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図ります。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努めます。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進します。

動植物が生息・生育・繁殖する環境については、重要種を含む多様な生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全・創出に努めます。外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努めます。また、魚類の遡上や降下などに支障をきたさないように、連続性が確保されるよう配慮します。

清武川は、上流部においては、河畔林が分布しヤマメ等が生息する溪流が挙げられ、中流部では河道内に群生するツルヨシ群落やアユの産卵床ともなる瀬や淵の河道形態が特徴的です。

また、下流部は、広大な河川空間の中に海岸砂丘や干潟、ワンド、砂礫帯、ヨシ原、草地等多様な生物生息場が形成されており、そこをすみかとする魚類相や鳥類相を育む豊かな河川環境となっています。

このような上流から河口に至る良好な河川環境の維持・保全を図ると共に、魚類等の回遊が円滑に行えるよう、既存の魚道の維持・管理を行い連続性を確保しておくことが重要です。

良好な景観の維持形成については、河畔林や瀬・淵、砂礫川原等からなる自然景観の維持・形成に努めるとともに、沿川の土地利用と調和した良好な水辺空間の維持・形成に努めます。

人と河川の豊かなふれあいの確保については、流域の歴史・文化や自然豊かな河川環境を生かして、水面利用に配慮するとともに、レクリエーション、自然との触れ合い、環境学習ができる場等を整備・保全するよう努めます。

また、地域住民に対して積極的に河川の情報を提供し、地域住民や関係機関と一体となった川づくりが図られるよう努めます。

水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の河川環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、その維持・改善に努めます。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる環境の保全、良好な景観の維持について十分配慮するとともに、治水・利水・環境との調和を図りつつ、河川敷地の多様な利用が適正に行われるように努めます。また、環境に関する情報収集等に努め、河川整備や維持管理に反映させます。

地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進します。そのため、清武川を流域全体で大切に守り育て、また活用していく共有財産であるという意識の熟成と共有化を図るとともに、地域住民が河川管理に積極的に参画する取り組みを関係機関や地域住民と連携し推進します。さらに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、河川を中心に活動する市民団体等と協力連携し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図ります。

4) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理は、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全の観点から行います。

河川本来の機能及び整備によって向上した機能を維持し、良好な河川環境を将来へ引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠であります。

このため、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することによって河川愛護の意識を高揚するとともに、関係自治体や地域住民と連携して、河川の巡視及び点検を実施し、異常が確認された場合は、老朽化等の原因を把握して必要に応じて補修工事を実施します。

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる概ねの川幅は、次表のとおりとします。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
清武川	木崎橋	1.4	5.36	225
	河口	0.0	※5.4	620

T.P.(m)：東京湾中等潮位

※：計画津波水位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

清武川水系では、農業用水及び発電用水として取水が行われています。

清武川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、河川の適正な水利用、動植物の生息・生育環境、流水の清潔の保持、景観等を考慮のうえ、健全な河川環境の確保と保全を目指して、流況や水収支等河川・流域に係る調査データの蓄積を踏まえ、その確保に努めるものとします。

